

第3回 城里町 下水道審議会

審議会説明資料



町章



下水道マンホール蓋



ホロル

平成29年12月25日

城里町 下水道課

目 次

1 公共下水道整備に伴う住民の費用負担について	1
1.1 受益者負担金・分担金	1
1.2 排水設備工事（下水道接続工事）	6
2 今後の汚水処理事業計画案	8
2.1 今後の事業計画変更案	8

1 公共下水道整備に伴う住民の費用負担について

1.1 受益者負担金・分担金

道路や公園などの公共施設は不特定多数の方が利用できますが、下水道施設の場合はその施設によって恩恵を受けられる住民は、下水道が整備された地域の方に限定されます。

そのため、下水道施設建設の費用を町民の税金だけで賄うことは、下水道が利用できない方も負担することになり、公平性の観点から望ましくありません。そこで、下水道を利用できる方に建設事業費の一部を負担していただくという仕組みです。

1.1.1 城里町下水道事業・農業集落排水事業の受益者負担金及び分担金の概要について

城里町の汚水処理事業における受益者が納める負担分は、都市計画区域内においては受益者負担金と呼ばれ、それ以外は受益者分担金と呼ばれます(以下、どちらも負担金と記載します)。

負担金は、流域地区のみ受益面積に応じて算出され、その他の地区は定額制となっております。

表 1-1 城里町受益者負担金(分担金)制度一覧

区分	負担区	地区	大字	負担金の額	備考
公共下水道	第1負担区	(常北地区) (流域地区)	石塚、那珂西、上泉、 増井の一部、 上青山の一部、 下青山の一部、 増井1区の都市計画区域内	1平方メートル当たり 500円	面積に応じて算出 <660㎡(約200坪)の計算例> ・660×500=330,000円 【報奨金制度】 5年分の負担金を最初の納期に一括で支払うと、約20%の報奨金を支給。 【猶予基準】 ①用途区域外においては、1筆で1,000平方メートルを超える面積(最大で500,000円)。 ②排水源のない宅地 ※その他、係争地など特殊事業により該当する。
	第2負担区	(桂地区) (特環地区)	栗 阿波山	受益者一世帯又は、 一事業所当たり 330,000円	定額制
	第3負担区		上坏、下坏 下阿野沢、上阿野沢 御前山、高根 高根台	受益者一世帯又は、 一事業所当たり 340,000円	定額制
農業集落排水	上入野地区	常北地区	上入野	受益者一世帯又は、 一事業所当たり 302,500円	定額制
	常北青山地区		上青山、下青山 春園、小坂 勝見沢 石塚の一部	受益者一世帯又は、 一事業所当たり 224,000円	定額制
	古内地区		上古内 下古内	受益者一世帯又は、 一事業所当たり 335,000円	定額制
	北方高久地区	桂地区	北方 高久	受益者一世帯又は、 一事業所当たり 330,000円	定額制
	孫根地区		孫根 錫高野の一部	受益者一世帯又は、 一事業所当たり 340,000円	定額制

1.1.2 流域地区(第1負担区)の納付方法一括納付報奨金制度について

流域地区の負担金は、分割納付と一括納付があります。分割納付方法は1年間に4期、5年間で20期払いとなります。また一括納付方法は、1年分ごとに一括払いが可能で、負担金の納付率と下水道への接続率の向上を図る目的から、流域地区のみ一括納付報奨金制度が採用されております。

表 1-2 一括納付報奨金交付率表

	1年分	2年分	3年分	4年分	5年分
納期前に納付した納期数	3	7	11	15	19
報奨金交付率(%)	4	8	12	16	20

※解説:仮に5年分を納期前に一括納付すると、残りの19期分について、20%の報奨金が受けられることとなります。

【5年分の一括納付により、報奨金を適用した納付例:宅地660㎡(約200坪)】

<p>① 本来の負担金</p> $660\text{m}^2 \times 500\text{円} = \mathbf{330,000\text{円}} \text{ ①}$ <p style="text-align: center;">↓</p> <p>② 分割納付の1期分の負担金</p> $\mathbf{330,000\text{円}} \text{ ②} \div 20\text{期} = \mathbf{16,500\text{円}} \text{ ③}$ <p style="text-align: center;">↓ ※5年間一括納付による報奨金を19期分に適用</p> <p>④ 報奨金(割引)が適用となる負担金</p> $\mathbf{16,500\text{円}} \text{ ④} \times 19\text{期} = \mathbf{313,500\text{円}} \text{ ⑤}$ <p style="text-align: center;">↓</p> <p>⑤ 1,000㎡の猶予を適用した負担金②から差し引かれる報奨金</p> $\mathbf{313,500\text{円}} \text{ ⑤} \times 20\% = \mathbf{62,700\text{円}} \text{ ⑥}$ <p style="text-align: center;">↓</p> <p>⑥ 実際に納める負担金</p> $\mathbf{330,000\text{円}} \text{ ①} - \mathbf{62,700\text{円}} \text{ ⑥} = \mathbf{267,300\text{円}} \text{ ⑦}$

1.1.3 流域地区の徴収猶予制度について

受益者負担金の徴収の実効性及び合理性の確保のために、徴収猶予制度を設けております。流域地区における取扱事例の多い、受益者負担金の徴収猶予制度を次に示します。

※猶予とは、実行する日時を延ばすことです。

1) 宅地の面積が1筆で、1,000㎡以上を超える面積についての猶予

【1,320㎡(約400坪)の宅地の負担金を5年一括納付した場合の計算例】

1 本来の負担金

$$1,320\text{㎡} \times 500\text{円} = 660,000\text{円} \text{ (a)}$$

↓ 1,000㎡以上の猶予を適用すると

②1,000㎡の猶予を適用した負担金

$$1,000\text{㎡} \times 500\text{円} = 500,000\text{円} \text{ (b)}$$

↓

③分割納付の1期分の負担金

$$500,000\text{円} \text{ (b)} \div 20\text{期} = 25,000\text{円} \text{ (c)}$$

↓ ※5年間一括納付による報奨金を19期分に適用

④報奨金(割引)が適用となる負担金

$$25,000\text{円} \text{ (c)} \times 19\text{期} = 475,000\text{円} \text{ (d)}$$

↓

⑤1,000㎡の猶予を適用した負担金②から差し引かれる報奨金

$$475,000\text{円} \text{ (d)} \times 20\% = 95,000\text{円} \text{ (e)}$$

↓

⑥実際に納める負担金

$$500,000\text{円} \text{ (b)} - 95,000\text{円} \text{ (e)} = 405,000\text{円} \text{ (f)}$$

⑦負担金の安くなった金額

$$660,000\text{円} \text{ (a)} - 405,000\text{円} \text{ (f)} = 255,000\text{円} \text{ (g)}$$

(注) 1,000㎡以上の宅地で猶予した場合で、新たに同じ敷地に別棟を新築する場合などは、猶予が解除されるため、別途負担金がかかる可能性があります。

2) 排水源のない宅地についての猶予

宅地において、汚水を排出する施設がない場合は、負担金を猶予することができます。

図 1-1 宅地において、汚水を排出する建物がない土地

負担金を猶予できない土地	負担金を猶予できる土地	
<p>A 住宅が建っている土地</p> 	<p>B 物置や倉庫等のみが建っている土地</p> 	<p>C 更地(空き地)</p> 

※物置や倉庫のみが建っている宅地でも、建物内で水道を使用している場合は、負担金の猶予の対象外とはなりませんのでご注意ください。

1.1.4 流域地区の減免制度について

負担金の減免は、負担金の一部又は全部を免除するもので、生活保護世帯や公共用地など、適用される条件は限られております。

1.1.5 近隣市町村との負担金の比較

負担金は、下水道建設費の一部を受益者が負担する制度であるため、本来住宅が密集している地区では、相対的に安くなり、郊外では高くなる性質があります。また、市町村によって、定額制や面積割り、定額制と面積割りの併用など、様々な運用がされております。近隣市町村の宅地面積に応じて算出される負担金の単価の一例を示します。

表 1-3 城里町と近隣市町村の負担金の比較(参考)

(円/㎡)					
城里町	水戸市(旧内原)	笠間市	那珂市	常陸大宮市	茨城町
500	550	550	500 ~ 790	560	570

※市町村ホームページより抜粋

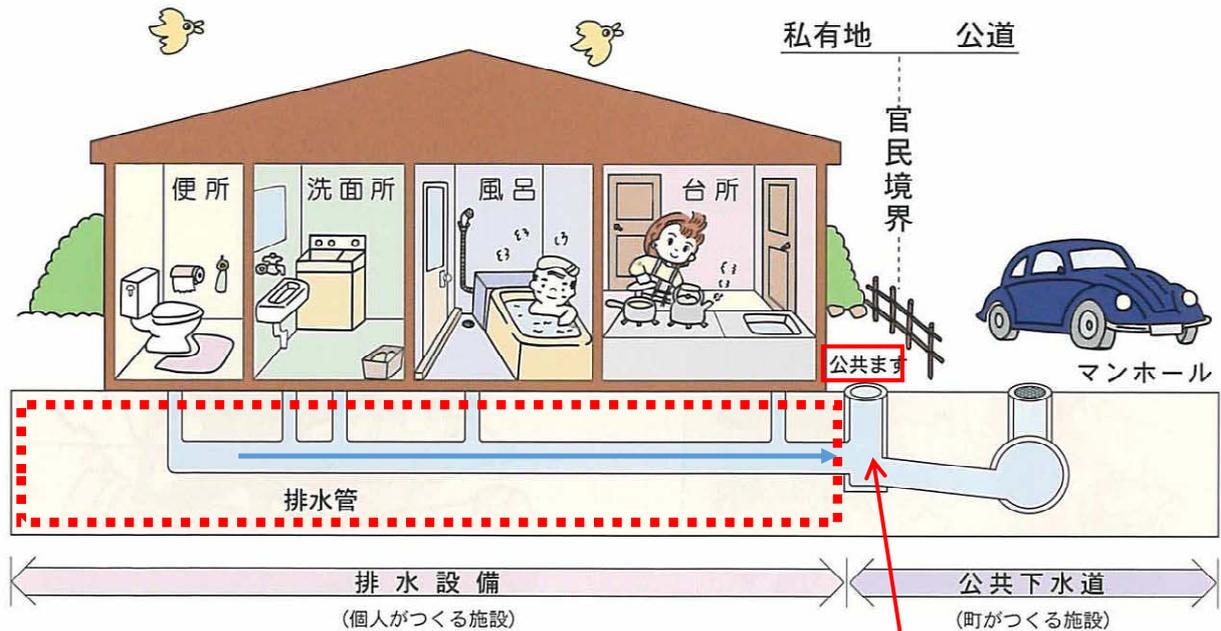
本町の流域地区の面積当たりの負担金単価は低く設定されております。

1.2 排水設備工事(下水道接続工事)

町の条例により、供用開始されてから3年以内に排水設備を設置(下水道への接続)しなければならないと定められております。また、工事は城里町指定工事店に住民が直接依頼する必要があります。

工事に伴う申請や届出等の手続きは工事店が代行して行います。

図 1-2 下水道への接続イメージ図



公共ますは公道から1m以内の私有地に設置します。

1.2.1 工事の種類

1) 合併処理浄化槽からの転換

水洗トイレ・洗面所・風呂・台所等の汚水を集めて処理しているため、浄化槽で使っている配管をそのまま使うことができますが、浄化槽の撤去が必要となります。

2) 単独処理浄化槽からの転換

水洗トイレの汚水のみ浄化槽で処理しているため、洗面所・風呂・台所等の汚水を集める配管を設置する必要があります。また、浄化槽の撤去が必要となります。

3) 汲み取り式トイレからの転換

汲み取り便器から水洗便器への交換と水洗化に伴う住宅の改修が必要となります。また、トイレ・洗面所・風呂・台所等の汚水を集めるための配管を設置する必要があります。

1.2.2 排水設備工事費用について

宅地の地形や造成状況などは、工事費用に大きく影響します。

<工事費用に影響のある宅地の例>

..... :排水設備(管路)

公共ますと住宅が離れている	幅が狭く、機械では施工できない。
	
管路付近に庭石や樹木がある	浄化槽を撤去する必要がある
	

このように宅地の条件によって、条件・工法が異なることから町では個別に工事費用をお伝えすることができません。

そのため、住民には複数の指定工事店に見積書を依頼し、金額や工法など、依頼者が納得した業者を選定するよう説明しております。また、指定工事店は、見積りは無料に対応することとなっております。

2 今後の汚水処理事業計画案

2.1 今後の事業計画変更案

本町の流域地区の未整備区域及び周辺の状況、及び今後の汚水処理事業として、下水道区域と農集排区域の接続ルートと比較を含めた将来的な事業計画変更案を示します。

【今後の事業計画変更案】

- 図 2-1 現在の流域地区の未整備区域及び周辺の状況
- 図 2-2 今回の対象区域の全域を下水道整備した場合の計画案

図 2-1 現在の状況

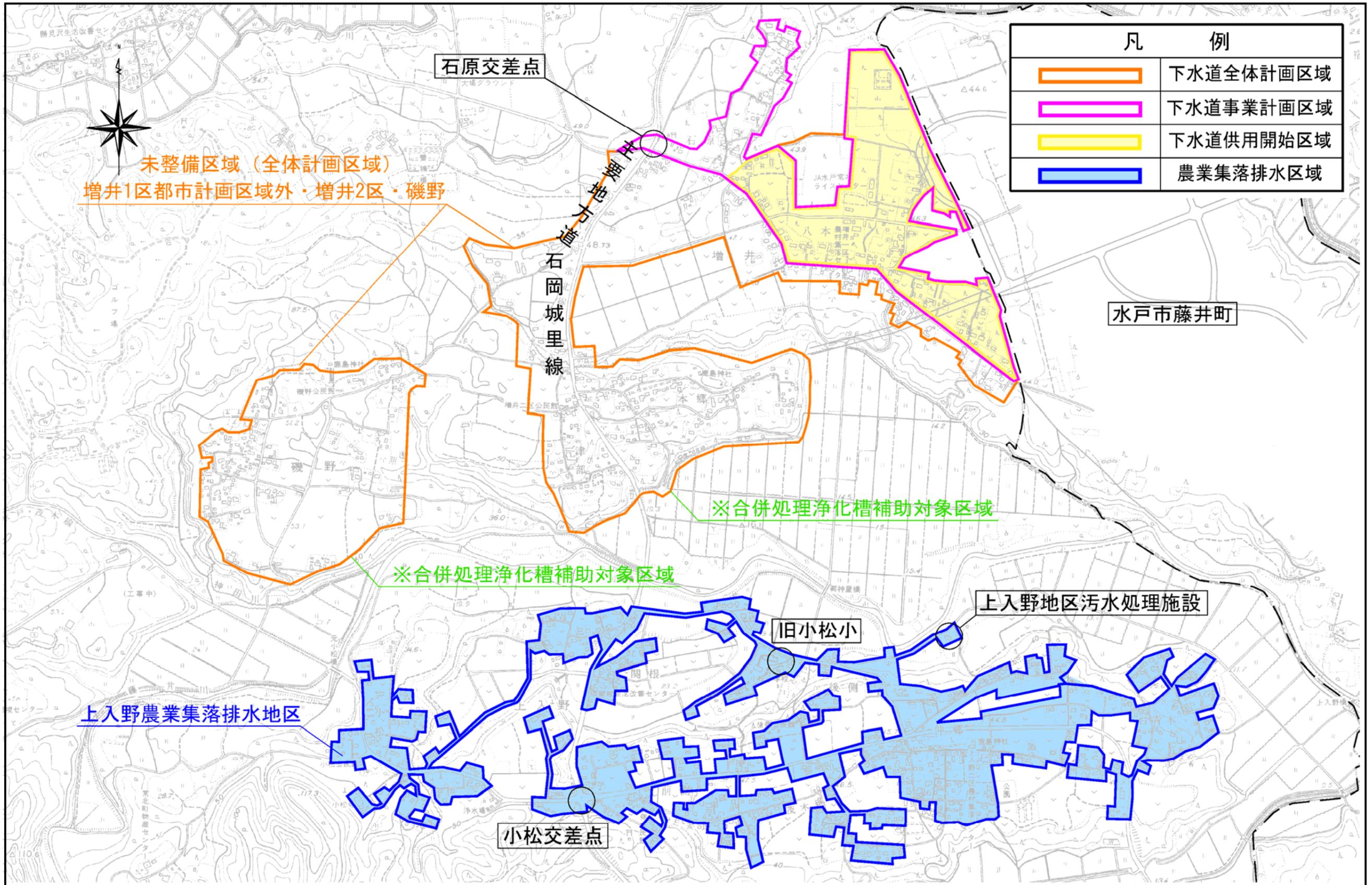
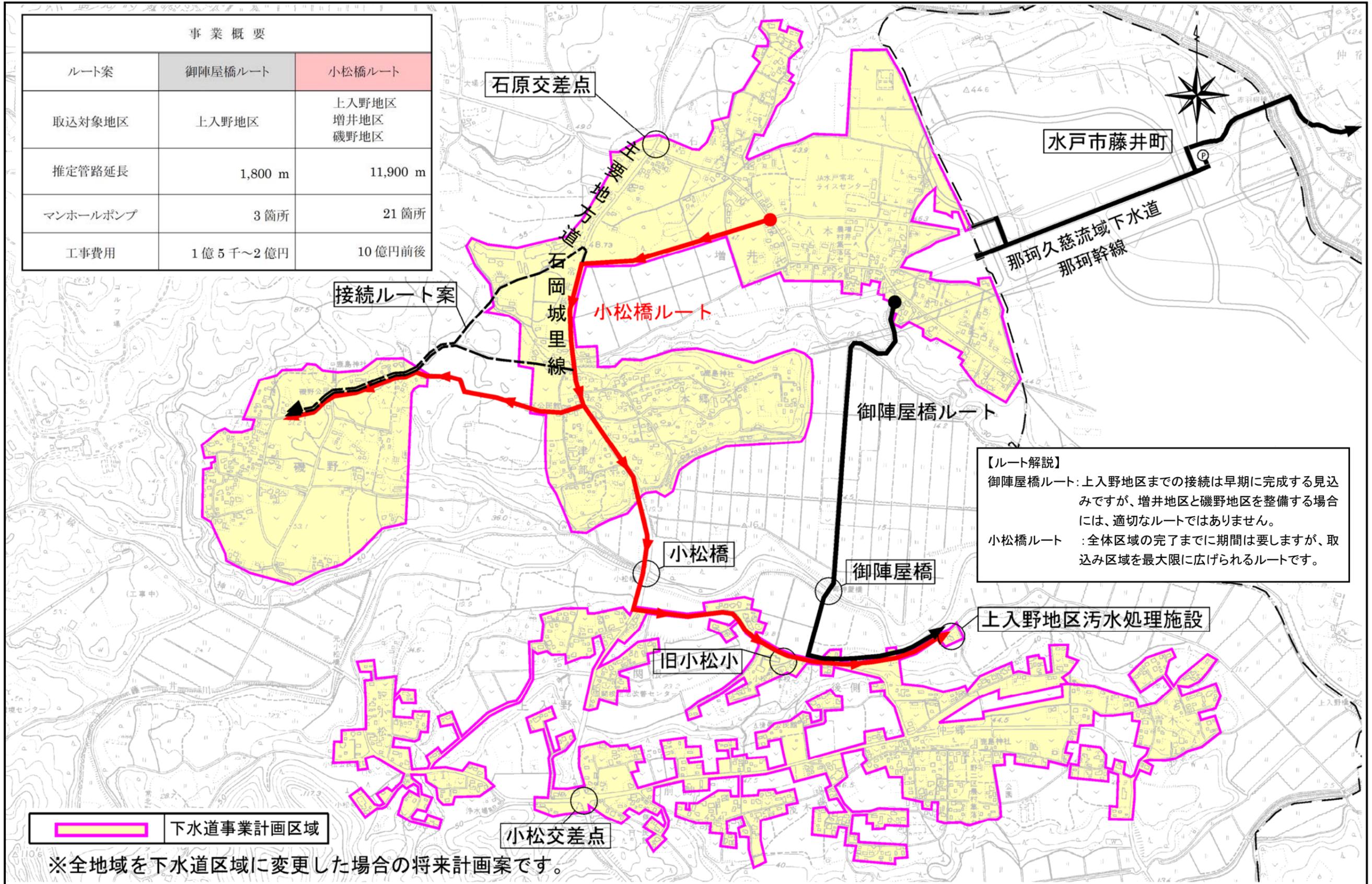


図 2-2 今回の対象区域の全域を下水道整備した場合の計画案





下水道マンホール蓋

ご清聴ありがとうございました



ホロル